

多面的機能支払交付金 活動組織の広域化推進の手引き [要約版]

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室

その課題、広域化で解決できるかもしれません

- ・ 共同活動を実施しようとしても、なかなか人が集まらない。
- ・ 組織のリーダーや役員のなり手がいない。
- ・ 組織内の特定の人に事務処理等の負担が集中している。
- ・ 人を呼び込むイベントなど新しい活動をしたいが、自分たちだけではできそうにない。



広域化による効果※1

これまで集落単位等で活動していた複数の活動組織、集落、関係者を集め、旧市町村区域等の広域的な活動組織（広域活動組織）にすることで、以下のような効果が期待できます。

□ 各活動組織

集落間のつながりにより、活動を続けられます

- ・ 他集落の活動を参考に、新たな活動に取り組む集落が増加したり、集落の垣根を超えた取組が展開された。（岩手県八幡平市、福井県越前市）
- ・ 広域活動組織に参加する形で、新たに活動を開始する地域が出てきた。（岩手県八幡平市、岡山県西栗倉村、新潟県刈羽村、栃木県益子町）
- ・ 集落間の協力体制及び資機材の融通体制の構築や集落間の情報交換の活発化により、地域全体の作業効率・能率が向上した。（滋賀県米原市、秋田県湯沢市、石川県津幡町、新潟県見附市）
- ・ 対象施設の保全管理の役割分担を再設定するきっかけとなった。（佐賀県みやき町）



水路の泥上げ



農道のコンクリート舗装

事務負担の軽減や経費の節減につながります

- ・ 事務作業の負担が減り、活動に集中できるようになった。（岩手県八幡平市、滋賀県米原市、秋田県湯沢市、福井県越前市）
- ・ 資材や物品の購入等をまとめて行うことで、経費を節減できた。（岩手県八幡平市）

地域全体で交付金をより有効に使えます

- ・ 集落間の予算の融通が可能となり、地域全体で交付金をより有効に活用できるようになった。（岩手県八幡平市、岡山県西栗倉村、栃木県益子町、滋賀県米原市、新潟県見附市）
- ・ 広域体制下で確保できたまとまった予算で、地域全体で計画的かつ効率的に長寿化工事を実施できるようになった。（新潟県刈羽村、岡山県西栗倉村、福井県福井市、佐賀県みやき町、沖縄県宮古島市）
- ・ 事務局が中山間地域等直接支払交付金の事務作業も受託することにより、各制度への理解が深まり、各交付金をより有効に活用できるようになった。（新潟県糸魚川市）



植栽活動

広域化による効果※1（続き）

□ 各活動組織（続き）

活動の幅が広がり、地域全体の活性化につながります

- ・補修技術を持つ構成員が地域全体の支援及び技術指導を行うことにより、簡易な補修が自主施工により実施できるようになった。（福井県福井市）
- ・得意分野をもつ人材が地域全体で動けるようになった。（島根県出雲市）
- ・広域化をきっかけに、これまでつながりのあった社会福祉法人の参画や小学校との連携、新たな近隣大学との連携の模索につながり、活動の多角化を目指すことができるようになった。（群馬県太田市、滋賀県米原市）



自主施工による目地補修

他にも、以下のようなメリットが挙げられます。

- ・自然災害等突発的な事象に対応する際に、交付金の弾力的な運用が可能。
- ・資源向上支払交付金（長寿命化）において、交付額のメリット措置（上限設定の適用外）が受けられる。
- ・農業基盤整備促進事業や農地耕作条件改善事業等、広域活動組織が事業実施主体となれる事業に取り組むことができる。
- ・安定した事務局体制により、他の支援施策が活用しやすくなる。
- ・集落間連携により、地域の農業振興や担い手育成等幅広い効果が期待できる。

□ 市町村

連絡系統が集約され、事務負担が軽減します

- ・事務処理件数の統合により、事務負担が大幅に軽減した。（新潟県見附市、新潟県糸魚川市）
- ・事務局が市と集落の橋渡し役を担うことで、一元的に集落からの相談や報告を受け、必要な情報を市に共有できるようになった。（福井県越前市、新潟県見附市）



他にも、以下のようなメリットが挙げられます。

- ・周辺の未取組集落が活動に取り組む契機となり、市町村の取組面積の拡大につながる。
- ・市町村から組織に対する指導や連絡の系統が集約化され、市町村施策の展開がしやすくなる。

□ 土地改良区

組合員との相互理解が進み、土地改良区が行う施設の維持管理がしやすくなります

- ・組合員の土地改良事業への理解が深まり、賦課金の未収率の減少につながった。（福井県越前市）
- ・土地改良施設の維持管理の効率化や経費の節減にもつながった。（山形県最上町、滋賀県米原市）
- ・土地改良区が事務を受託することで、専従職員の雇用につながり、土地改良区の事務体制も安定した。（岩手県八幡平市、福井県越前市）

広域化の課題

よく話し合い
ましょう

活動組織の広域化には、以下のようなデメリットや課題が生じることもあります。

- ・意思決定や集落間調整に時間を要するなど機動的な対応が難しくなる。
- ・広域活動組織の事務局任せになるなど参加集落の主体性が弱くなる。

広域化に向けた検討の中では、生じ得るデメリットや課題を列挙し、それらを小さくする方法をよく検討することが重要です。



広域化による活動組織の変化（一例）

以下に、広域化による各活動組織、市町村、関係団体の変化の一例を示します。具体的な組織の運営体制、交付金の運用方針等は、広域協定及び運営委員会規則で規定します。

農地維持活動

資源向上活動
(共同)

資源向上活動
(長寿命化)

事務作業

- ・従来どおり、集落ごとの各年度の活動計画に基づき、活動を実施。
- ・従来どおり、集落ごとの各年度の活動計画に基づき、活動を実施。
- ・一部、広域で取り組むことによって効果が高まる性質の活動等については、運営委員会が作成する活動計画に基づき、実施。
- ・集落ごとに施設の補修・更新の希望を運営委員会に提出し、運営委員会で設定した優先順位に基づき、実施。
- ・交付金を事務局が一括管理する場合と、集落で管理する場合があり、前者では、集落ごとの口座管理や金銭出納簿の作成が不要なため、事務負担が大幅に軽減。後者では、事務作業は発生するが、集落が交付金を自由に采配可能。

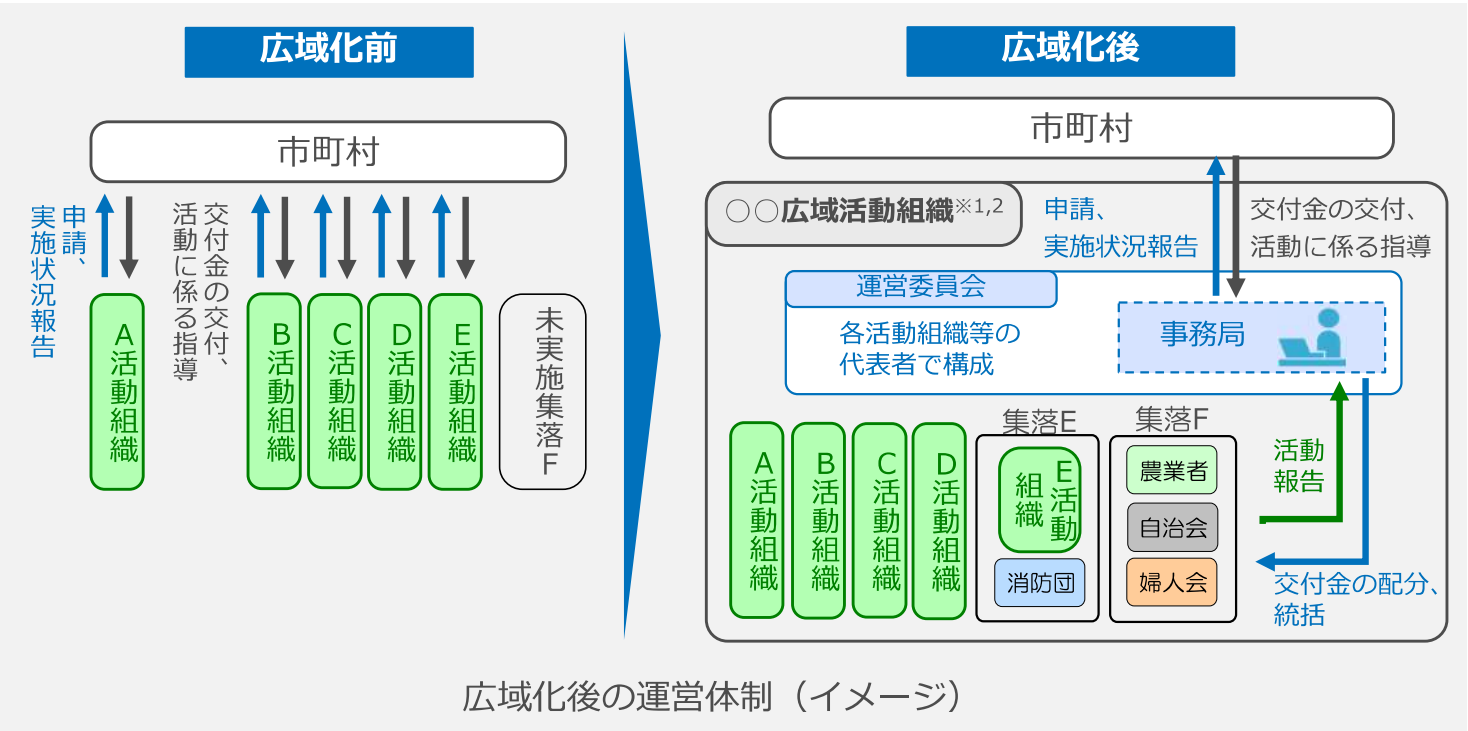
＜事務局が交付金を一括管理する場合＞

- ① 年度当初に事務局が各集落に配分額を提示。
- ② 各集落は、活動計画に基づいて活動を実施後、日当支払の根拠資料となる活動記録、資材・物品購入や外注に係る請求書等を事務局に提出。
- ③ 事務局が活動記録や請求書等の書類を確認後、各集落に日当等を支払う。



＜集落で交付金を管理する場合＞

- ① 年度当初に事務局が各集落に配分額を交付。
- ② 各集落は、活動計画に沿って執行し、定期的に執行状況を事務局に報告。
- ③ 各集落は、毎年度、活動記録、金銭出納簿、領収書等を提出。
- ④ 各集落は、事務局の執行検査を受検。



※1 広域活動組織は、参加する活動組織、集落、関係者の間で広域協定を締結し、市町村長の認定を受ける必要があります。
※2 広域活動組織には、以下の規模要件があります。
市区町村区域程度又は農用地面積200ha以上（北海道にあっては、3,000ha以上）
ただし、中山間地域等は50ha以上（北海道にあっては1,500ha以上）又は3集落以上

活動組織の広域化は、複数の地域にまたがることから、一般的に、市町村または土地改良区が推進主体となって進められています。



推進主体が主として実施

1 推進主体による広域化推進の方向性の決定

- ・広域化の推進主体（市町村、土地改良区等）は、地域における組織運営上の課題等を踏まえ、広域化の必要性について検討を行い、広域化推進の意向を固める。

2 推進主体による基本的な方針の検討

- ・推進主体は、広域化の対象範囲、広域活動組織の構成、組織の運営体制、交付金の運用方針、事務局体制等の広域化の基本的な方針について検討を行い、取りまとめる。

3 広域化対象集落等への説明会

- ・推進主体は、広域化対象範囲の集落や参加を呼びかける関係団体に対して広域化の基本的な方針の説明を行い、意見を募る。
- ・さらに、ワークショップや先行して広域化を実現した地区の代表者を交えた勉強会など、広域化に関する意見交換を行う場を複数回を設け、関係者間の不安を解消しつつ、広域化に向けた機運を醸成する。
- ・各集落の代表者は、集落内に説明して意見調整を行う。



4 集落等から広域活動組織への参加意向を確認

- ・推進主体は、広域化対象の集落や関係団体に広域活動組織への参加の意向を確認する。

運営委員会の委員となる予定者が主として実施

5 広域活動組織運営方針等の具体案の検討

- ・広域化対象の各集落の代表者及び事務担当者、関係団体の担当者、市町村等からなる広域化準備委員会（仮称）を立ち上げる。
- ・広域活動組織の運営方針（対象農用地、活動内容、組織構成と運営体制、交付金の運用方針、その他ルール）の具体案について検討を行う。
- ・検討結果を踏まえ、広域協定運営委員会規則、広域協定書、事業計画書の案を作成する。

6 各集落への説明、参加同意の確認

- ・準備委員会での検討結果を各集落の構成員に説明し、広域活動組織への参加同意を取りまとめる。
- ・各集落の参加意向を踏まえ、対象農用地の確定とともに参加同意の最終確認を行う。



7 広域活動組織設立

- ・設立委員会または総会で、広域協定運営委員会の設置等について議決を得る。
- ・広域協定運営委員会を開催して広域協定書や事業計画書等を決定の上、市町村長に提出し、その認定を受ける。

詳しくは、本編「多面的機能支払交付金 活動組織の広域化推進の手引き」をご覧ください。
広域活動組織設立に向けた検討及び合意形成の手順、その留意点等について解説しています。
(https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_siharai-137.pdf)

